

# 環境関連法規制等の動き 2013年2月(2012.12.18~2013.1.22)

## 1. 法令情報

### 1-1. 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 <総務省令第103号> (2012.12.18公布、同日施行)

先月の法令情報5では、燃料電池自動車に水素を供給する水素スタンドの常用圧力が現状の40から82メガパスカル以下に引き上げられ、その対応基準が改正されました。本改正では、給油取扱所(ガソリンスタンド)に設置する圧縮水素スタンドについても、前記圧縮水素スタンド同様に対応基準が改正されました。

圧縮水素スタンドの設置や常用圧力の引き上げを行う際に適用されます。

<参考>総務省ホームページ

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2412/241218\\_1houdou/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2412/241218_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)

### 1-2. 労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件

<厚生労働省告示第603号> (2012.12.28公布、2013.1.1施行)

題記の条文で指定する、対象化学物質を年間500kg以上製造・取扱う事業場に報告義務のある有害物ばく露作業報告対象物に、カーボンブラック、トリクロロエチレン等17物質が追加されました。

下記ホームページに示す17物質を、上記量使用する事業場に適用されます。

<参考>電子政府ホームページ

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120262&Mode=0>

<参考>愛知労働局ホームページ

[http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news\\_topics/topics/2012nendo/yugaibutubakurrokaisei.html](http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/topics/2012nendo/yugaibutubakurrokaisei.html)

### 1-3. 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する

告示を定める件 <厚生労働省告示第604号> (2012.12.28公布、2013.1.1施行)

10月の法令情報3の、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令では、インジウム化合物、エチルベンゼン並びにコバルト及びその無機化合物の健康防止対策が追加され、特定化学物質第2類への追加等の改正が行われました。本告示は、対象物質の作業環境測定等に係る関連変更です。

上記物質に係る労働者の、作業環境測定に適用されます。

<参考>厚生労働省ホームページ <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H130104K0020.pdf>

<参考>厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei48/>

### 1-4-1. 公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない基準適合特定廃棄物の要件

<環境省告示第169号> (2件共2012.12.25公布、同日施行)

### 1-4-2. 事故由来放射性物質による公共の水域及び地下水の汚染を生じさせる

おそれのない特定産業廃棄物の要件 <環境省告示第170号>

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則」により、安定型最終処分場相当の最終処分場に埋め立てることのできる基準適合特定廃棄物(放射能濃度が8000Bq/kg以下の特定廃棄物)が既に定められています。今回の告示では、同様の処分が可能な公共の水域及び地下水の汚染を生じさせる恐れのない特定廃棄物の要件(種類、セシウム134・セシウム137が不検出等)が定められました。

東北地方太平洋沖地震に伴う放射性廃棄物を排出、収集、運搬、保管、処分する際に適用されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16146>

## 1-5. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき化学物質を

優先評価化学物質として指定した件 <厚生労働・経済産業・環境省告示第6号> (2012. 12. 21公示)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律では、国が製造・輸入事業者からの届出情報を基にスクリーニング評価を行い、リスクが十分に低いと判断できない物質を優先評価化学物質として選定し、リスク評価の結果により、特定化学物質等に指定することになっています。今回はイソプロピルアルコール、キシレン、アセトン等43物質が選定され、リスク評価が行われます。

本告示は上記法令に基づく優先評価化学物質名の公示で、法規制の変更はありません。

<参考>製品評価技術基盤機構ホームページ [http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/kasinn\\_index.html](http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/kasinn_index.html)

## 1-6. 労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件

<厚生労働省告示第594号> (2012. 12. 27公表)

上記、試験研究のため製造・輸入しようとするときの、当該新規化学物質の有害性の調査の届出の、除外規定の届出に該当する、290物質が公表されました。

本告示は上記法令に基づく物質名の公表で、法規制の変更はありません。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20121227/20121227g00280/20121227g002800150f.html>

## 2. 一般情報

### 2-1. 2011年度の公共用水域水質測定結果について (2012. 12. 27環境省)

人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)27項目の環境基準達成率は98.9%[対前年度比±0]でした。生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)の環境基準達成率については、河川のBODは93.0%[同+0.5%]、湖沼のCODは53.7%[同+0.5%]、海域のCODは78.4%[同+0.1%]と、前年度と同程度でした。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16152>

### 2-2. 「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について(第2次答申)」について

(2013. 1. 10環境省)

アニリン等4物質の目標値とフェノール等3物質の要確認指針値の追加について、中央環境審議会水環境部会長から環境大臣に答申されました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16182>

### 2-3. 2010年度の産業廃棄物の排出及び処理状況等について (2012. 12. 27環境省)

全国の産業廃棄物の総排出量は38,599万トン[対前年度比△1%]、業種・種類別排出量はほぼ前年度と同様でしたが、最終処分量は1,426万トン[対前年度比+5%]と微増しました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16154>

### 2-4. 2011年度の産業廃棄物の不法投棄等の状況について (2012. 12. 27環境省)

新たに判明した不法投棄事案は192件[対前年度比△11%]5.3万トン[同△15%]、不適正処理事案は183件[同△4%]120.9万トン[同+1889%]でした。5,000トン以上の大規模な不法投棄事案が新たに2件[同+200%]、不適正処理事案についても9件[同+900%]判明しました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16150>

### 2-5. 2011年度のフロン回収・破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からの

フロン類回収量等の集計結果について (2012. 12. 21環境省)

題記法に基づく第1種特定製品（業務用エアコン及び業務用冷蔵・冷凍機器）から回収されたフロン類の量は3,958トン〔対前年度比+2%〕、フロン類を回収した業務用冷凍空調機器の台数は123万台〔同+6%〕でした。廃棄時等のフロン類回収率は約3割と推定され、環境省では周知徹底と施行強化に取り組んでいます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16142>

#### 2-6. 2011年度騒音規制法施行状況調査について (2012.12.27 環境省)

指定地域内の特定工場等に関する苦情は、1066件〔対前年度比+7%〕、法に基づく立入検査は686件〔同+5%〕、報告の徴収は212件〔同+25%〕でした。騒音の測定は339件〔同+7%〕実施され、規制基準を超えていたものは176件〔同+7%〕、改善勧告が4件〔同+400%〕、改善命令は1件〔同+1件〕、行政指導は881件〔同+7%〕でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16147>

#### 2-7. 2011年度振動規制法施行状況調査について (2012.12.27 環境省)

指定地域内の特定工場等に関する苦情は、164件〔対前年度比+19%〕、法に基づく立入検査は126件〔同+12%〕、報告の徴収は39件〔同+39%〕でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは12件〔同+50%〕、改善・命令は0件〔同±0件〕、行政指導は616件〔同+513%〕でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16149>

#### 2-8. 2011年度悪臭防止法施行状況調査について (2012.12.27 環境省)

指定地域内の工場・事業場に係る苦情は5,903件〔対前年度比△3%〕でした。法に基づく立入検査は1,794件〔同△12%〕、報告の徴収は329件〔同△20%〕でした。測定は67件〔同△22%〕実施され、測定の結果規制基準を超えていたものは29件〔同△24%〕、改善勧告が4件〔同△50%〕、行政指導が1,358件〔同△14%〕と減少傾向にあります。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16157>

#### 2-9. 2012年度臭気判定士試験の結果について (2012.12.25 環境省)

国家資格である臭気判定士の資格取得に必要な条件の一つとして、臭気判定士試験が毎年行われています。本年度の合格者は148名（合格率25.8%）でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16139>

#### 2-10. 2012年度土壌汚染調査技術管理者試験の結果について (2013.1.16 環境省)

2010.4の改正土壌汚染対策法により、指定調査機関に対し技術管理者の設置が義務付けられました。本年度の合格者は311名（合格率10.2%）でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16199>

#### 2-11. 「中小企業地球温暖化対策推進ガイドライン」等の公表について (2013.1.17 環境省)

地球温暖化対策の推進に関する法律の、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象とならない中小企業向けに、題記ガイドライン及び算定ツールが環境省で作成され、公表されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16204>

以上